



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 2 5 号 令和 4 年 2 月 1 8 日 発行

目 次

【告示】

| 番 号 | 表 題 | 担当課名 |
|-------|---|--------------------|
| 8 8 | 令和 3 年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件 | とくしまゼロ作戦課 |
| 8 9 | 特定調達契約について一般競争入札を中止する件 | 管財課 |
| 9 0 | 県税等の収納の事務を私人に委託した件 | 税務課 |
| 9 1 | 県税等の収納の事務の委託を終了した件 | 同 |
| 9 2 | 指定障害児通所支援事業者を指定した件 | 障がい福祉課 |
| 9 3 | 指定障害福祉サービス事業者を指定した件 | 同 |
| 9 4 | 漁船損害等補償法の規定による同意を求め るための事前届出があった件 | 漁業調整課 |
| 9 5 | 保安林予定森林に関する通知を受けた件 | 農林水産基盤整備局 森林整備課 |
| 9 6 | 同 | 同 |
| 9 7 | 同 | 同 |
| 9 8 | 同 | 同 |
| 9 9 | 同 | 同 |
| 1 0 0 | 同 | 同 |
| 1 0 1 | 同 | 同 |

【告示】

| 番 号 | 表 | 題 | 担当課名 |
|-------|---|---|------|
| 1 0 2 | 同 | | 同 |
| 1 0 3 | 同 | | 同 |
| 1 0 4 | 同 | | 同 |
| 1 0 5 | 同 | | 同 |

徳島県告示第八十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、令和三年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

| 試験回 | 募集期限 | 試験期日 | 試験種目 |
|-----|-------------------|---------------|---------------------------|
| 第四回 | 令和四年二月二十五日（金曜日）まで | 令和四年三月四日（金曜日） | 筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定 |

備考 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

| 試験回 | 名称 | 位置 |
|-----|-------------|-----------------|
| 第四回 | 海上自衛隊徳島航空基地 | 板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八 |

三 応募資格

日本国籍を有し、令和四年三月一日又は四月一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（ただし、三十二歳の者は、採用予定月の初日から起算して三月を経過する日の属する月の翌月の末日現在において三十三歳に達していないこと）で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和四年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第八十九号

令和三年徳島県告示第七百八十一号（特定調達契約について一般競争入札に付する件）
で公告した一般競争入札を中止するので、次のとおり公告する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札を中止する事項

1 調達物品等の名称及び予定数量

徳島県六合同庁舎で使用する電気

調達期間における予定使用電力量の合計 一、九三二、一〇〇キロワットアワー

2 契約期間

令和四年二月二十五日から令和五年三月三十一日まで

3 調達期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

4 需要場所

| 施設名 | 所在地 |
|----------------|--------------------|
| 徳島合同庁舎 | 徳島市新蔵町一丁目六七 |
| 吉野川合同庁舎 | 吉野川市川島町宮島七三六 一 |
| 南部総合庁舎 阿南庁舎 | 阿南市富岡町あま谷四六 |
| 同 美波庁舎 | 海部郡美波町奥河内字弁才天一七番地一 |
| 西部総合庁舎 美馬庁舎 | 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 |
| 同 三好庁舎 | 三好市池田町マチ二四一五番地 |

二 Name and expected quantity of the procured goods relating to the canceled tender

Amount of electricity that will be used

by the 6 Common Buildings of the Tokushima Prefectural Government Office.

Estimated amount of Electric Power : 1,931,100kWh

徳島県告示第九十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第百五十八条の二第一項の規定により、令和三年十二月一日次のとおり私人に県税等の収納の事務を委託した。
令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| | | |
|---|--|-------------------|
| | 委託した事務 | 委託した私人 |
| | 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）（第三条に規定する県税等に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務の取りまとめ | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ |
| 同 | | ピリングシステム株式会社 |
| 同 | 直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務 | 国分グロースアーツチェーン株式会社 |
| 同 | | 株式会社セブン・イレブン・ジャパン |
| 同 | | 山崎製パン株式会社 |
| 同 | | 株式会社ファミリーマート |
| 同 | | 株式会社ポプラ |
| 同 | | ミニストップ株式会社 |
| 同 | | 株式会社ローソン |
| 同 | 加盟店舗における徴収金の収納事務 | 株式会社しんきん情報サービス |
| 同 | スマートフォン等のアプリケーションを利用して納付された徴収金の収納事務 | PayPay株式会社 |
| 同 | | LINE Pay株式会社 |
| 同 | | 株式会社NTTドコモ |
| 同 | | 株式会社みずほ銀行 |
| 同 | | KDDI株式会社 |

[

徳島県告示第九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、国分グローサーズチエーン株式会社に委託した次の事務について、令和三年十二月三十一日その委託を終了した。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

直営店舗及び加盟店舗における徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第三十一条に規定する県税等に係る徴収金の収納事務

徳島県告示第九十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 指定障害児通所支援事業者 | | 指定障害児通所支援事業を行う事業所 | | 障害児通所 支援の種類 | 指 定 年 月 日 |
|--------------|------------------------|--------------------|------------------|--------------------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 所 在 地 | | |
| 株式会社三葉 | 福岡県北九州市小倉南区葛原一丁目二番三五号 | COMPASS・松茂wing | 板野郡松茂町広島字南ノ川四三―一 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス | 令和四年一月 一日 |
| 株式会社かもな | 徳島市名東町一丁目二〇三―一 | こどもサポート教室かもな | 徳島市名東町一丁目二〇三―一 | 同 | 同 二月 一日 |
| 有限会社ケアーズ | 吉野川市鴨島町鴨島八七九番地 浦島ビル一〇五 | ブロッサムジュニア 徳島北教室 | 板野郡松茂町広島字東裏二四―五 | 同 | 同 |

徳島県告示第九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| | | | | | | | |
|---------------------|----------|---------------------|-----------|---------|----------------|-------|----------|
| 指定障害福祉サービス事業者 | | 指定障害福祉サービス事業を行う事業所 | | サービスの種類 | | 指定年月日 | |
| 美波タクシー株式会社 | 株式会社グルーヴ | 美波ケアタクシー | ライフアシスト桜花 | 同 | 居宅介護 重度訪問介護 | 同 | 令和四年二月一日 |
| 海部郡美波町奥河内字弁才天八四番地の一 | | 海部郡美波町奥河内字弁才天八四番地の一 | | | | | |

徳島県告示第九十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（牟岐東加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

海部郡牟岐町大字牟岐浦字宮ノ本二一九番地 福田 多津男

同 一七七番地 鳥井 敏之

2 加入区

牟岐東加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

牟岐町漁業協同組合

牟岐東漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和四年二月十八日から同年三月四日まで

2 縦覧場所

海部郡牟岐町大字中村字大戸八三番地

牟岐町漁業協同組合

海部郡牟岐町大字牟岐浦字宮ノ本二六八番地四

牟岐東漁業協同組合

（椿泊加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

阿南市椿泊町出島三番地 笠井 英司

同 糠塚二〇番地 長坂 信夫

2 加入区

椿泊加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

椿泊漁業協同組合

阿南漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和四年二月十八日から同年三月四日まで

2 縦覧場所

阿南市椿泊町小吹川原四七番地

椿泊漁業協同組合

阿南市椿泊町小吹川原四七番地先、四八番地先

阿南漁業協同組合

(小松島加入区)

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

小松島市中田町字根井二九番地

亀岡 博文

同 金磯町一一番三九号

福島 茂

2 加入区

小松島加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

小松島漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和四年二月十八日から同年三月四日まで

2 縦覧場所

小松島市南小松島町一番一五号

小松島漁業協同組合

徳島県告示第九十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町掛盤字符殿回り五一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字符殿回り五一の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第九十六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字坂丸五五七の一、五六〇から五六二まで、五六三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂丸五六〇・五六一・五六三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第九十七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字府殿八六二、八八三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字府殿八六二・八八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第九十八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字一宇夫三二七、三三四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字一宇夫三二七・三三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第九十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町下分字長野四〇六、四一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長野四〇六・四一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字大中尾七七五、七七六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次 of 森林については、主伐は、択伐による。
字大中尾七七五・七七六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町阿野字松尾一から三まで、五五、五七、五八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松尾一・三・五五・五八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百二二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町神領字東青井夫二二二、鬼籠野字阿保坂二一八の一、二三六の一、二三六の二、二三六の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

神領字東青井夫二二二・鬼籠野字阿保坂二一八の一・二三六の一・二三六の三）
以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百三三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町鬼籠野字元山七三九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字元山七三九の一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四百号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町下分字馬地一四九から一五二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字馬地一五〇から一五二まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字中津九四一、九四二の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中津九四一・九四二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）